

第2回 犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議における主な委員意見への対応

分類	意見	対応
推進体制	推進体制は、支援の土台になるところであり、重要だと考えるため、もっと前の項目に位置づけ、重要性を示してもらいたいと思う。	「2 基本的な方針」から「3 施策」までがひとまとまりになると考えるため、順番の入れ替えは行っていません。
	県が市町村の被害者支援を支援する連携というのが必要だと思っている。すべての市町村窓口で専門知識を持った方を置くということはなかなか難しいところがあるとすると、少なくとも県の方の相談窓口には、専門知識を持った方を置き、県の担当者が市町村の担当者をスーパーバイズしたりとか底上げしたり相談に乗ったり、そういうようなフォローアップしていく連携が必要だと思う。	被害者支援の連携ができる専門職の雇用を含め、県の相談体制を検討してまいります。
支援体制	県の体制の中で、一般職員の方々というのは、無理に何年間か異動させないということではなく、社会福祉士等の対人援助のプロの元で、一緒に学びながら支援に従事するジョブローテーションの形でいいと思う。そこで、可能であれば社会福祉士とか精神保健福祉士を非常勤で雇用し、その方と、兼務で構わないので1名ないし2名職員の方をつけて、支援を回していくというのが、犯罪被害者等支援の教育にとっても一番スムーズなのかなと感じている。	被害者に寄り添った支援のできる専門職の雇用を含め、県の相談体制を検討してまいります。
	第3次犯罪被害者等基本計画の中で、地方公共団体に対して社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士の専門職の活用を働きかけることになったことから、地方公共団体が専門職を採用したり、活用して、支援を行っていくという動きが高まってきている。そういった専門的なスキルを持った人が多機関連携を進めたりとか、スムーズな支援、あるいはその対人的な流れなどを考えていくことが、制度の永続的な、実効的な運営のためにも大事なことなのかなと考えている。	
	ワンストップでの支援の仕組みを必ず確立していただきたい。でないと、県の条例を定めた意味がなく、今までの被害者支援の体制と何も変わらない状況がまた続いていくと感じる。また、そこには、専任というのは難しいかも知れないが、対人援助ができる専門職の方を入れていただきたい。専門職の方が一般の職員を随時リードしながら、或いはフォローしながら支援を実施するという体制を取っていただきたい。	

分類	意見	対応
支援体制	実際の具体的な支援を行う際の、どういう風な対応をするのかということ、連携機関で調整する会議、そういったものもぜひ設けていただきたい。大阪府の条例の、被害者調整連絡会議というものがあって、それが念頭にはあるが、愛知県でもそういったものを設ける必要があるんじゃないかと思う。	大阪府の被害者調整会議は、愛知県被害者支援連絡協議会の「会員相互のガイドライン」体制に被害者早期援助団体を加えたものであることから、同ガイドラインの活用を検討してまいります。
検証体制	条例等の施行状況の中に、相談窓口で具体的にどのような支援を行ったのかということも含まれると思うし、その検証を行うということは犯罪被害者等基本計画においても前提とされており、当たり前なことだと思う。そういったものが行われない限り、作ったら作りっぱなしになってしまうため、指針の見直しの前提となる、個々の具体的な支援について、必ず第三者も入れた形での会議・検討といったものを行う場を設けていただく必要があると思うため、この指針の中で、そういった検証の場についての定めというのを、必ず入れていただきたいと思っている。	指針に、施策の実施状況のフォローアップを位置づけます。 また、支援の検証方法については指針に基づき具体化するものと考えています。
	検証の場としては、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査・検討する機関というような位置づけで、検証会議というような名前で設置していただければいいのかなと思う。	指針に、施策の実施状況のフォローアップを位置づけます。 また、支援の検証方法については指針に基づき具体化するものと考えています。
	検証する機会や、仕組みとしての会議・会合は指針に取り入れて欲しいが、果たしてその中に被害者が同席をする場面があるのだろうかと思う。会議・会合に被害者を同席させることが大変であれば、年1回、定期的に被害者団体を呼んで、或いは仕組みの中に当事者の団体を組み込み、研修をしたり、意見を聴くという会合を作っていただきたいと思う。	施策の実施状況のフォローアップでは必ず被害者の意見を聴くことを盛り込みます。
骨子案の構成	現在の骨子案は、目指すべき姿の後に、具体的な重点課題や取り巻く状況だとか、窓口の問題、フローが挿入されてしまっており、基本的な方針のもとにある基本指針がないように思われる。本来は、全体の取組方針というものに、施策の体系が示されるべきだと思うが、それが示されていないため、指針になっていない感じがする。このままだと基本方針の、指針の基本的事項がないため、施策のぶら下がるところがないし、支援における重点課題の検証をすることもできないと思う。	指針の構成を、取組方針と取組方針に基づく改定を前提とした重点取組を位置づけ、重点取組に施策を位置づける形としました。

第 2 回 犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議における委員意見への対応

分類	意見	対応
骨子案の構成	指針に基づいて行われる支援が適切かどうかを検証するためには、愛知県として、犯罪被害者等支援にこう取り組みますという基本的な姿勢が必要であると思う。	指針に取組方針を明示しました。
財政上の支援の扱い	条例第 21 条の「公表」については、個々の条項との関係で、関係するかといわれると全体に掛かってくることになるため、そうなのかなと思うが、条例第 20 条の「財政上の措置」については、具体的な施策との関係でどういう財政上の措置を取るのかということも問題になりえると思う。今後、指針の見直しに当たっては、具体的な施策方針に紐づかないから入れないということになると、指針の中でこうした財政上の措置は入らないということになりかねないので、一度その辺りは必ずしもそうじゃないかなという風に、意見を申し上げておきたい。	条例では財政上の措置を「県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しており、施策推進の前提となるものであることから、指針には加えていません。
日常生活の支援を受ける項目	個別ケース毎に対応できるのかどうかという判断になるだろうと思うが、対応できるかできないかということも含めて、自身が必要だと思えば対応できるように、具体的な日常生活の支援といったことになるのかなと思うが、そのような項目を入れていただければいいのかなと思う。	柱 2 に「その受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るために必要とされる」の文言を加えました。
	県が条例を作って、市町村と一緒にやりましょうというところで進めていくのであれば、日常生活への支援というところでも、県が、市町村に対して、既存の制度を使いながら、一緒に取り組みましょうという姿勢を示していくべきではないかなと思う。	
被害者支援に特化した施策の掲載	被害者の支援には、従前ある施策に加えて必要になる施策もあると思うので、今ある施策を寄せてくるというだけじゃなくて、特化した施策も入れていく必要があるかなと思う。	見舞金等、犯罪被害者等に特化した施策も加えてまいります。
被害者支援における行政資源の活用	既存の制度、施策を活用することの是非もあるかと思うが、既に財源が確保されている施策を活用することはとても重要だと思っている。社会福祉法では包括的支援体制というのが平成 30 年 4 月から施行されており、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者という風に、福祉の要請が縦割りで出されているものを、横の連携を強めていこうということの規定し、その体制整備が自治体で進められている。そのため、既に財源があるサービスを活用するということはとても重要だと思っている。	別冊には、既存の被害者支援に活用できる施策を掲載してまいります。

分類	意見	対応
図の作成	本日案として出た、調整の会議や、検証の会議、連絡協議会等について、今あるものとこれから新設されていくものが一目で分かる図式というのを作っていただきたい。	「4 推進体制」及び「7 資料」の (2) において、図を作成しました。
他県計画への被害者支援掲載	県でも、地域福祉支援計画を策定されていると思うが、そこに、加害者支援である再犯防止推進だけではなく、被害者支援も、「被害者支援を充実させる」等の一文を明記していただければ市町村に繋がっていくのではないかなと思う。	県の地域福祉計画は昨年度末に策定されており、次回改訂時に掲載できるよう働きかけてまいります。

※ 類似する意見については代表的なものを掲載しています。

※ 具体的施策に関する意見については、今回の素案作成時に反映はさせていません。次年度以降の参考とさせていただきます。